

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

| 項目 | 環境上の条件 |
|------------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg／1 以下 |
| 全 シ アン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg／1 以下 |
| 六 倍 ク ロ ム | 0.05mg／1 以下 |
| 砒 素 | 0.01mg／1 以下 |
| 総 水 銀 | 0.0005mg／1 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| P C B | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg／1 以下 |
| 四 塩 化 炭 素 | 0.002mg／1 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004mg／1 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.02mg／1 以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg／1 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg／1 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg／1 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg／1 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg／1 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002mg／1 以下 |
| チ ウ ラ ム | 0.006mg／1 以下 |
| シ マ ジ ン | 0.003mg／1 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg／1 以下 |
| ベ ン ゼ ン | 0.01mg／1 以下 |
| セ レ ン | 0.01mg／1 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg／1 以下 |
| ふ つ 素 | 0.8mg／1 以下 |
| ほ う 素 | 1mg／1 以下 |

(備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。